平成２３年（フ）第５３５号
沖縄県那覇市若狭３丁目10番14号　若潮荘202
債務者　崎原　　昇
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５６８号
沖縄県中頭郡西原町字与那城262番地の２優ハウス202号
債務者　宮城　　明
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５７１号
沖縄県豊見城市字宜保314番地１　レオパレス豊見城205号
債務者　豊里　和之
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３号
沖縄県那覇市字国場1190番地１　コーポ屋宜303
債務者　當山やよい（旧姓屋宜）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５４６号
岐阜市鶯谷町１番地
債務者　ベストモードコレクションこと　下村　一男
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６５２号
岐阜市福光西１丁目５番15―308号　福光ビル
債務者　落合　末光
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
宮城県柴田郡大河原町字町26番地
債務者　須藤喜代子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５９３号
金沢市保古１丁目294番地１　保古ハイツ103号室
債務者　阿部　勇士
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１４号
愛知県知多市南粕谷本町２丁目13番地
債務者　竹内　辰也
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９２号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅２棟521号
債務者　佐々木咲子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３４号
名古屋市守山区小幡３丁目５番９号　グリーンステージ小幡ケ原101号
債務者　鳥居　　章
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０１１号
愛知県春日井市月見町162番地
債務者　朗　ひとみ
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０１７号
名古屋市東区東桜１丁目９番８号　板柳ビル３Ｃ号
債務者　中井　　圭
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６号
三重県鈴鹿市算所４丁目２番12号　マンション光洋岡田Ｓ棟３－Ｃ
債務者　樋口　光宏（旧姓阪部）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３９号
三重県鈴鹿市野辺１丁目14番27号
債務者　志田ヒカルドアキオこと　ＳＨＩＤＡ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＡＫＩＯ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４０号
三重県鈴鹿市野辺１丁目14番27号
債務者　志田レジナこと　ＳＨＩＤＡ　ＲＥＧＩＮＡ　ＹＵＫＩＥ　ＥＹＡＭＡ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４１号
愛知県弥富市五明４丁目103番地　ハイツ浜辺102
債務者　江山カルロスミノルこと　ＥＹＡＭＡ　ＣＡＲＬＯＳ　ＭＩＮＯＲＵ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
　　津地方裁判所破産係